

統計法施行状況審議に関する共通認識

(ワーキンググループ検討用整理メモ)

1 根拠条文

(法の施行状況の公表等)

統計法第 55 条

総務大臣は、行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するとともに、委員会に報告しなければならない。

3 委員会は、前項の規定による報告があったときは、この法律の施行に関し、内閣総理大臣、総務大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を述べることができる。

統計法の施行状況

= 基本計画の進捗状況 + 基本計画以外の統計法の施行状況

(統計調査の実施状況、調査票情報の利用状況等)

統計委員会が意見を述べる対象は、関係行政機関の長に限られる。(地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等(日銀)は統計委員会が意見を述べる対象ではない。)

2 意見表明の趣旨等

統計法制定時における意見表明の趣旨

「統計委員会が、新法の施行状況を把握した上で、改善を図るべき事項について、内閣総理大臣、総務大臣、又は関係行政機関の長に対して、中立的な立場から幅広く意見を述べるができるものとする事は、公的統計の体系的整備を図る上で、重要な意味を有するものである。」(統計法逐条解説)

この趣旨からすれば、基本計画を含む統計法の施行状況の各事項についての網羅的な評価を意見として述べることを想定しているものではなく、公的統計の整備を図る上で改善を図るべき事項について具体的意見を述べることを想定しているものと考えられる。

3 重要検討事項のメルクマール

基本計画の推進状況を含む広範な統計法の施行状況の中で、統計委員会として、重点的に検討する事項をどのように選定するか。

限られた審議期間の中で、広範な施行状況を踏まえて、効果的な検討を行なうためには、基本計画に盛り込まれた各事項について、政府における取組、推進状況が計画どおりに進んでいるか、項目に応じ検討内容の優先順位や暫定的な工程表について検討・整理が行われているかを確認することのほか、統計整備の推進の観点から重要な事項について、重点的に検討をすることにより、より有効な意見を述べられると考えられる。

そのためには、重点検討事項の基本的なメルクマールについて、一定の共通認識を形成する必要があると考えられる。

(基本的なメルクマール)

政策運営、国民にとって合理的な意思決定等の観点から統計整備の重要度、緊急度の高い事項であること

- 例えば、他の多くの統計調査や後続調査などと密接な関係を持つなど、統計体系上重要な位置づけを持つ統計に関する事項

その事項が実現したときの政府全体の統計整備における効果、影響が大きいあるいは広範に及ぶものであること

- 例えば、複数（多く）の府省が関係している政府横断的な取り組みに係る事項

4 意見のイメージ

統計委員会が関係行政機関の長（各府省大臣等）に表明する意見として、どのような意見のイメージを考えるべきか。

関係の大臣に対する統計委員会の意見という位置づけの重さを勘案すると、多くの項目について、個々の項目の計画通りの履行について意見を言うよりも、統計整備の観点から重要度の高い事項について、事実関係や論旨を十分詰めた上で、少数の重要な項目に絞って方向性の明確な意見を言うこ

とが適当と考えられる。

意見の内容としては、例えば、今後の政府における検討・推進の具体的な方向性を与えるもの（基本計画に記述された事項の中で、方向性等が明確になっていない事項についての今後の推進に活用できるような具体的意見や、前倒し実施等の優先度に係る意見など）が考えられる。

また、基本計画の初年度の施行状況に関する審議であり、基本計画そのものの見直しを求めるというよりも、現在の社会経済状況等を踏まえた、より具体的な推進を求めるところが望ましいと考えられる。

一方で、以下のようなものは、意見として表明する重要性は余り高くないと考えられる。

- ・ 通常の統計委員会における調査計画の諮問審議できるような個別統計の改善（統計体系に影響するような内容などは対象になると考えられる。）
- ・ 統計委員会として言うことのできる意見が包括的・抽象的で、具体的な改善を示唆することが困難なもの

統計法の規定上は、「統計法の施行に関し」と規定されているのみであるが、実際に意見を表明する場合には、以下のような点にも留意することが必要と考えられる。

- ・ 既存の統計委員会答申、（基本計画についての答申を含む。）との整合性
- ・ 意見内容の実現可能性